

氏名（本籍）	ミヤザキ 宮崎 まゆみ（東京都）
学位の種類	博士（音楽学）
学位記番号	論博音第2号
学位授与年月日	平成14年3月12日
学位論文等題目	論文 筑紫箏音楽史の研究
論文等審査委員	
（論文審査主査）	東京芸術大学 教授（音楽学部） 上参郷 祐 康
（論文副査）	” ” （ ” ） 柘 植 元 一
（ ” ）	” ” （ ” ） 山 本 泰 正
（ ” ）	日 本 大 学 ” （芸術学部） 蒲 生 郷 昭
（ ” ）	洗足学園大学・放送大学 非常勤講師 谷垣内 和 子
（ ” ）	東京芸術大学 ” （音楽楽部） 野 川 美穂子
（学力審査主査）	” 教授（ ” ） 上参郷 祐 康
（副査）	” ” （ ” ） 柘 植 元 一
（ ” ）	” ” （ ” ） 船 山 隆
（ ” ）	” 助教授（ ” ） 土 田 英三郎
（ ” ）	” ” （ ” ） 片 山 千佳子

（論文内容の要旨）

本研究は、筑紫箏の成立期から消滅期まで約400年間の伝承史および音楽変遷史を解明することを目的とし、具体的には以下の研究方法を取った。

江戸時代の関係資料を網羅的に収集し（中島靖子氏蔵今泉資料51冊他、合計122冊）、その内、文書資料（計70冊52種）は、解読および必要に応じて翻刻した。また、楽譜資料（譜本計52冊、掲載曲計92曲）は解読し、ほぼ解読できた曲は、現行箏曲の記譜法で訳譜した。その結果、訳譜曲数は、43曲50種類となった。またその五線譜訳も作成した。なお、歌の楽譜は伝存していないため、当時の歌の旋律については究明できなかった。

現存している使用された箏・箏柱等を調査し、筑紫箏の楽器面での特徴を考察し、音楽解明の参考とした。また、成立期当時の箏を参考に試作箏を製作し、文書資料に記載の箏爪も復元製作し、それらを使い、解明できた調絃、奏法、曲を、実際に演奏して実験し、考察の参考とした。

2名の故伝承者（「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」に選択された森井れい、井上ミナ）の演奏録音を聴き、調絃音・奏法の確認、演奏と楽譜との比較等をし、消滅期の音楽の実態を捉えた。

以上の結果、本研究で判明した主なことは、以下の通りである（便宜上、4期に分けて記載する。）

誕生期については、従来は主として、室町時代に、福岡県善導寺で古くから伝承されていた雅楽から誕生したのではないかと考えられていたが、佐賀県正定寺の『正定寺文書』、江戸時代中期の筑紫箏伝承者・伊東祐英記述文等から、戦国時代に都から筑紫に来た楽箏専門の公卿が、大きくかかわっているのではないかという新しい可能性が生れた。

成立期（安土桃山～江戸時代初期）については、従来、賢順の弟子・玄恕については詳細が判明していなかったが、正定寺の僧であったこと、賢順と同じ一族だった可能性が強いこと、宮中に参内して演奏し、高評を得て筑紫箏の名を高めた人物として功績が高いこと等が、『正定寺文書』『諸田氏系図』等から判明した。なお、正定寺は、賢順が、大友宗麟のもとから逃げてきた時、一時身を寄せていた寺であったこと等も判明した。

また、賢順時代の箏が現存しており（その内の1点は、賢順作の可能性が高い）、それらの箏から、当時の楽箏とは構造・形態面で若干異なる、特に全長および幅が狭い小型箏が、成立期に存在していたことが判明した。そのため、「筑紫箏」という名称は、音楽のみならず、その箏をも指していた呼称だった可能性も生れた。

この時期の音楽の構成は、反復形式による「十曲」の他、通作形式による曲も若干存在したことが判明した。また、「十曲」中の《韓神》を除く9曲は、楽箏《越殿楽》を基本に反復変奏していたことを、比較譜作成により証明した。

確立期（江戸時代1650年頃～1700年過ぎ）になると、伝授形式が整えられ、体系化されたが、新作も作られるようになったようで、それらの音楽構成は、反復形式は少なく、通作形式が多い。

箏の奏法は（成立期も同様だったかもしれないが）、親指以外の指も活用させている点特徴的で、特に人差指で行うグリッサンド奏法の「連」およびその展開形が多用されており、この奏法をはさんで、旋律を自在に音域移動させていることが大きな特色となっていることが判明した（「連」は、楽箏や当道箏曲では親指で弾くため、手前から向こう方向へのグリッサンド奏法となるので下行形となるが、筑紫箏では逆で、向こうから手前方向となるので上行法となる）。

また、歌詞の内容に則した擬音表現や、擬態的表現が多く用いられていることも判明した。なお、唐韻で発音する漢詩曲の場合は、箏独自の奏法がほとんど活用されていない例が多いため、既成音楽を移した可能性も考えられた。

展開期（江戸時代1700年過ぎ～1830年頃）になると、徳應の弟子達により、それぞれ系統が分れ、佐賀以外の江戸でも一部の人達に普及したが、江戸では奏法や爪も佐賀とは異なっていたことが判明した。なお、江戸筑紫箏は、幕末には消滅したと考えられる。

消滅期（幕末～大正頃）になると、佐賀では、伝授形式等の改編、伝承史の研究、楽譜資料の収集整譜をはじめとする曲の整理、新作創作等も行われたが、筑紫箏の維持発展にはつながらなかったようである。